

## 理 由

文部省所管の科学研究費のうち、最も重要なものは科学研究費補助金であるが、この研究費はわが国の科学研究を大きく発展させるために大学等における経常研究費では遂行できない学術上重要なすぐれた研究あるいは特色のある研究を選んで重点的に補助する目的で設けられたものであり、毎年少しずつ増額され、昭和44年度においては総額60億円に達している。

この研究費がわが国の基礎研究の振興に果たした役割は非常に大きく、また各省庁におけるこの種の研究費補助金とは本質的にその性格が異なり、研究者自身みずからの研究創意に基づいて申請し、しかも研究者が真に学術的な見地から審査配分する点において、わが国における唯一の研究費であり、この点極めて意義深いものがある。従って全国の学協会等からも、この研究費の画期的な増額が常に要望されているのである。

先に本会議は第44回総会において「科学研究計画第1次5ケ年計画」を審議し、その実施を政府に勧告したが、その計画の中に、わが国の科学研究に必要な経費が計画的に増額され、研究費の体系を整備し、効率的な運用の行なわれるべき方策が述べられている。特に経常的研究活動のための経費と、大規模な計画の実施に要する経費を2本の柱として算定した上、これに加えて弾力的に使用することのできる研究費を別に用意する必要があることを述べ、これを科学研究基金(仮称)とした。

この第1次5ケ年計画は、昭和46年度において政府が支出する科学技術研究のための経費の総額はおよそ3,400億円となり、そのうち、科学研究基金は総額の約10%に相当する300億円を適当な額と算定している。

文部省所管の科学研究費補助金は、性格上多分に科学研究基金の趣旨に相当し、その一部に該当するものである。

昭和45年度をこの計画に沿って考えるならば、この科学研究費補助金は、少なくとも、130億を下らないものでなければならないし、以降は毎年20~30%あて増額すべきである。

なお、参考のために、最近における科学研究費の申請状況を述べると、申請件数はおよそ2万件、申請金額は380億円にも達しており、この点からも前記の要求額は申請額の約3分の1で決して不当なものではない。

8-10

昭和44年7月7日

大学問題について全国の大学および科学者に訴える(声明)

第54回総会

日本学術会議は、第52回総会において、大学に対する暴力による破壊と権力の介入に反対し、大学の自治を貫徹しながら大学問題の解決に全国の科学者が立ち上がるよう声明した。その後本会議は、ひきつづきわが国における新しい研究、教育体制のなかでの大学のあり方を根本的に検討しながら、第53回総会以来、大学問題解決の基本的態度等について政府に勧告し、大学紛争に対する治安立法的措置や今次の大学立法についての反対声明等を行ってきた。しかし、それにもかかわらず、大学紛争を機として、大学に対する統制強化をもたらす「大学の運営に関する臨時措置法

案」がついに国会で審議される状態に立ちいった。状況いかんによっては、わが国における大学の自治したがって学問および教育の自由が否定され、社会の発展と進歩に重大な影響をもたらすおそれがある。このことをわれわれは深く憂慮するものである。

いわゆる大学紛争は長い間の文教政策の欠陥や大学における古い慣行の固定化に起因するばかりではなく、学術研究、教育のあり方、さらには人間および社会のあり方そのものについての根本的問題を含んでおり、緊急に対処すべき問題とはいえ、容易に処理しうる問題ではなく、長期にわたるねばり強い努力によってのみ解決が期待されるという深刻な性質をもつものである。この点についてはとくに国民諸階層の深い理解が必要である。なお、いわゆる大学紛争は、一見ますます全国に広がり好転のきざしがなく見えるが、すでに若干の国公立大学では、多大の努力を払って、混乱のなかで自主的かつ民主的に解決の方向を打ち出し始めている。今次の大学立法は各大学におけるこのような努力を水泡に帰せしめる点よりしても問題をはらんでいる。

いずれにしても大学紛争は表面的な收拾を期待すべきではなく、全大学が広く国民の意見を聞きながら根本的な検討を行ない、暴力を許さず、自主的、民主的に解決すべき問題になっている。このような問題の解決にあたって、時の政府の一方的任命にもとづく中央教育審議会等の答申のみを大学改革の基礎とすることはもはや許されない。そのような態度は問題をさらに解決困難な方向に押しやるおそれがある。よってわれわれは次の三つの原則を大学問題解決の基本的姿勢とすることを全国の大学および科学者に訴える。

#### 1. 各大学における問題の自主的解決

大学問題は個々の大学の条件が多様であり、また学問の自由を保障するために、個々の大学が大学自治を貫徹しながら具体的に解決する以外に途はない。この点を本会議は繰り返して主張する。

#### 2. 大学における管理運営の民主化

大学はいまや新しい転換の時期にさしかかっている。これに対応する大学の管理運営の改革は、いままでの古い慣行にこだわらず、また権力による統制を強めるのではなく、大学の全構成員を基礎とした民主化の方向に向けられねばならない。この場合、学生の総意を結集するためには、学生間の民主主義が確立されることが最も重要であることを、本会議は重ねて主張する。

#### 3. 全大学の連携および国民諸階層との意見交流

社会における学術研究の中心であり、最高の教育機関であるという大学の地位と責任に基づき、全国の大学は連携協力して、個々の大学の枠を越えて大学の基本問題、共通問題についての徹底した討議と経験の交流を行なう必要がある。さらに大学が国民に対して直接に教育上の責任を負うという立場からして、国民諸階層とも積極的に意見を交流し、もって個々の大学が行なう自主的、民主的解決の基盤をつよめるべきである。そのためにはまず大学が大学間の連合等を中心とする全国的あるいは地域的な協議の組織をつくり、それらの組織が、問題の討議にあたって、国民各階層と卒直な意見を交流することが必要であると本会議は考える。

われわれは、全国の大学および科学者がこの訴えの主旨を理解し積極的に行動されることを強く念願する。本会議もそのために必要な努力を払う所存である。